

## 別紙 2

## 論文審査の結果の要旨

Das Schächtverbot von 1893 und die Tierschutzvereine: Kulturelle Nationsbildung der Schweiz in der zweiten Hälfte des 19. Jahrhunderts

(1893年のシェヒター禁止と動物保護協会：19世紀後半スイスの文化的ネーション形成)

論文提出者氏名：穂山洋子

本論文は、ユダヤ教の屠殺方法であるシェヒターの禁止の是非をめぐって19世紀後半のスイスで繰り広げられた議論に注目し、なぜこの時期のスイスで「シェヒター問題」が繰り返され社会の関心を集め、ついには1893年の国民投票でその禁止が憲法で規定されるに至ったか、その背景と要因を実証的な史料分析に基づいて解明しようとするものである。

近代スイスにおけるシェヒターに関する研究は、これまで主にドイツ語圏の歴史学において熱心に論じられてきたが、国民投票によるシェヒター禁止については、これを同時期のドイツ、オーストリアで高まった人種論的反ユダヤ主義の影響によるもの、あるいは動物保護を隠れ蓑としてスイス社会に流布していた比較的穏健なユダヤ人嫌悪の所産とみなす見解が支配的である。本論文はこれらに対して、シェヒター禁止へ向かう議論の高まりを、反ユダヤ主義の台頭、動物保護思想の浸透という文脈だけでなく、同時期のスイスで進行した文化的ネーション形成の過程と関連づけて捉えることによって、シェヒター禁止運動がもつ歴史的な意味合いを多面的に検討している。従来の研究から際立つ本論文の優れた長は、まずはこの問題設定にあるといえよう。

本論文作成のために連邦文書館を含めてスイス国内7つの公文書館で渉猟・分析された膨大な史料の中心は、シェヒター禁止運動を推進したドイツ語圏動物保護協会の関係史料と国民投票関連の公文書である。前者には動物保護協会の具体的なメッセージと活動実践を伝える協会機関誌、各地方協会の年次報告書、連邦政府宛の協会陳情書、各種宣伝冊子、協会指導者アンドレアス・ケラー＝イエギの個人文書などが含まれる。国民投票に向けた世論の動向を分析するため、連邦議会議事録だけでなく、各カントンの主要新聞の論説記事が網羅的、体系的に収集・分析されている。これらの点も従来の研究にない本論文の大きな長である。なお、本論文はドイツ語で執筆されている。序章と終章を除いて、5つの章で構成され、目次、文献リストをあわせて325頁を数える。以下、各章の内容を紹介し、その上で本論文の成果と意義を改めて指摘したい。

序章では、先行研究の成果と限界が簡潔に示されたあと、「文化ナショナリズム」、「文化的ネーション形成」といった本論文の鍵となる用語について、近年のナショナリズム論の成果を踏まえて周到な概念規定を行っている。そして、それらが19世紀後半のスイスにおけるシェヒター問題の展開を考察する上で有効なアプローチの視座を提供していることを説得的に論じている。

第1章では、「19世紀スイスのネーション観念」が論じられる。連邦憲法の制定（1848年）を機に、スイスはそれまでの緩やかな紐帯で結びつく同盟国家から近代的な連邦制国家へと移行するが、本章ではスイスのネーション観念がその過程でいかなる変容を遂げたかが問われる。旧来のカントン人としての自己認識を超えて、国家としてのスイスに自らのアイデンティティを見出し、多様性を前提とする「スイス人」に共通する文化的規範・価値を創出しようとする動きが詳論される。とくにこの時期、国民的アイデンティティの拠り所となった「アルプス」、「農民と牛飼い」、そして「牛」に込められたスイス・ナショナルな含意が考察される。

第2章では、「スイスにおけるユダヤ人とユダヤ人問題」が検討される。最初にスイスにおけるユダヤ人の歴史を振り返ったあと、解放以前にゲットーがおかれていたアールガウを始め、ベルン、チューリヒ、バーゼル、ザンクト・ガレンなどドイツ語圏の、またジュネーブなどフランス語圏のユダヤ人史が検討に付され、スイスのユダヤ人がいかに多様な存在であったかが浮き彫りにされる。そしてその多様性がかえってスイスの反ユダヤ主義、シェヒター問題の位相を複雑化させるのである。

第3章では、シェヒター禁止運動を主導した「動物保護運動と動物保護協会」が分析の俎上にのぼる。冒頭で19世紀スイスにおける市民社会の形成過程が論じられ、そのなかでフェアインと呼ばれる多種多様な市民的協会活動がいかに展開したかについて考察が加えられる。ここで焦点となるのが、市民的協会活動と軌を一に発展した動物保護運動とその思想の広がりである。シェヒター禁止運動の中心地となるベルン、チューリヒ、アールガウに動物保護協会が設立され、動物保護思想の普及が図られるが、その背景と経緯、協会組織の特徴と指導者の役割が悉に考察されたあと、国民投票に向けてシェヒター禁止運動が高揚する1890年代の動物保護協会の構成員について社会階層分析が行われる。その結果、地域的な差異があるものの、この運動は全体として上層市民層、地方の名士・エリート層によって担われた社会運動であることが明らかにされる。

第4章「スイスにおけるシェヒター問題と1893年のシェヒター禁止」では、シェヒター禁止運動の始まりから紆余曲折を経て国民投票にいたるまでの複雑な過程が論じられる。前半では、屠殺方法の「人道化」の動きとシェヒターに拘るユダヤ人側の動きとの関係が考察されたあと、信教の自由が連邦憲法で保障され（1874年）、ユダヤ人の解放すなわちその法的同権が達成されたことへの直接的な反応として、シェヒター禁止を求める動きが活発化した経緯が考察される。後半では、シェヒター問題が国民投票に付される背景要因として政治制度上の問題が検討される。本来カントンの管轄とされたシェヒター問題に連邦

政府が連邦憲法を根拠に介入したことを契機として、シェヒターが国家レベルの問題へと発展する事情が明らかにされる。

第5章「シェヒター問題をめぐる議論の展開」では、動物保護協会によるシェヒター禁止の主張とその多様な論拠が分析され、公序良俗を引き合いに出すなど文化的適応をユダヤ人側に求めていたことが解明される。さらに国民投票をめぐり多様な世論の動向を探るべく、連邦議会の論戦だけでなく、地方新聞の論調も精査されるが、その際、地域別、政治路線別、宗派別の詳細な分析が行われる。シェヒター禁止の是非をめぐっては、動物保護協会によって主張された「スイス文化」の価値、社会的、文化的規範の問題以外に、連邦憲法による屠殺条項の規定の是非や連邦によるカントンの権限への侵害など、多岐にわたる論点で議論が繰り広げられたことが示され、19世紀末のスイスにいかにも多様な考え方が存在していたが指摘される。

終章では、これまでの議論をまとめつつ、動物保護協会がシェヒターを禁じることで、ユダヤ人側に事実上の文化的同化を求めていたことが強調される。ただしそれはユダヤ人の迫害を主眼とするものではなく、むしろスイス文化にとって「異質な要素」の排除を通して「真のスイス文化」を確立することにより大きな力点がおかれていた。その意味で、シェヒター禁止運動は、スイスが近代的連邦制国家に向かう途上で生じた「文化ナショナリズム」の現れと見なしうるのである。最後に、国民投票によるシェヒター禁止の決定は、反ユダヤ主義、動物保護思想、それに「文化ナショナリズム」の3つの要素が密接に結びついて実現したことが結論として述べられている。

本論の成果と意義は、次の三点にまとめられる。

第一に、シェヒター禁止という明らかに反ユダヤ的な動きを、当時のスイスの社会的、政治的情勢と関連づけて、また、多様性を標榜するスイス特有のナショナリズムの観点から重視しながら考察したことにある。たしかにシェヒター禁止を国民（ネーション）統合の原理とみなすことはできないにしても、これを「スイス文化」に相容れない「他者の文化」と規定し、その排除を通して「スイス人」としての国民的アイデンティの形成に寄与したことは、本論文で十分に論証された。これは記念碑建立のような意図的なナショナリズムとは区別されるが、国民の内部的結束に繋がったことは確かである。こうした論点は先行研究には見当たらず、本論文の独創的な点である。

第二に、市民的協会活動のひとつとして動物保護協会（ベルン、チューリヒ、アールガウ）の実態を史料に基づき丹念に解明したことである。とくに精力的に行われた協会構成員に関する社会階層分析は、従来の研究にみられない独自の試みとして高く評価できる。ここから導出されるテーゼは、シェヒター禁止運動の中核を担う勢力の社会的特質を明らかにするだけでなく、市民層が同時代のスイスで世論をリードする、影響力の大きな社会階層となっていたことを示唆している。また、これまでの研究で同質集団とみなされていた動物保護協会であるが、そのシェヒター禁止の動機は、それぞれの地域的特性・利害関係に呼応して決して一様でなかったことを明らかにした。これも特筆すべき成果である。

第三に、シェヒター禁止運動の高揚を見ることで、19世紀後半のスイスにおいてすでに排他的な国民観念が形成されつつあったことを明らかにした点である。この点は、従来のスイス近現代史研究で一般的な見解、すなわち排他的な国民観念は世紀転換期以降、とくに第一次世界大戦後の東方ユダヤ人の流入を機に成立し、これが第二次世界大戦時の排他的な難民政策に繋がったとする見方に修正を迫るものであるが、本論文の大きな成果のひとつといえよう。

これらの点は審査委員会で高く評価された。他方で、本論文に改善の余地がないわけではない。例えば、ユダヤ人側の一次史料（ゲマインデ史料等）があまり使用されていないため、シェヒター存続を求めるユダヤ人側の視点の分析がやや弱い点、「文化ナショナリズム」の議論を重視する余り、反ユダヤ主義の多様な発現形態を十分に考慮していない点、さらにはフランス語圏、イタリア語圏の動向に分析のメスが入れていない点などが指摘できよう。これらの点は本論文をさらに発展させるために今後、取り組まねばならない問題であることは確かだが、本論文の学術的意義を何ら損なうものではない。

したがって、本審査委員会は、本論文を博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。